

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月15日
【計算期間】	第 8 期（自 平成23年 8 月16日 至 平成24年 2 月15日）
【ファンド名】	東京海上・東南アジア株式ファンド
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号
【電話番号】	0 3 - 3 2 1 2 - 8 4 2 1
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産(投資信託証券 (株式(一般)))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われたが来期の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ		社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり		目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし		目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス	日経 2 2 5	目論見書または投資信託約款において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	T O P I X	目論見書または投資信託約款において、T O P I X に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1,500億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

- 主として、「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」受益証券(円建て)と「東京海上マネーマザーファンド」受益証券(円建て)に投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

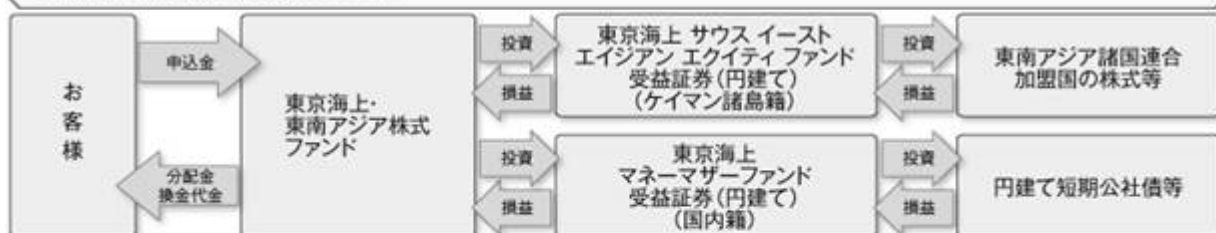
「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」受益証券(円建て)

- 東南アジア諸国連合(アセアン)加盟国の取引所に上場されている株式(これらに準ずるものを含みます。)等に投資を行います。
- 銘柄選択に当たっては、中長期的な成長が期待できる企業の株式を厳選します。なお、国別配分は、経済動向等に基づく各国株式市場の相対的な魅力度により決定します。
- 外国人投資家が投資可能な取引所が開設されている6カ国の株式を中心に投資を行います。

 シンガポール  マレーシア  タイ  インドネシア  フィリピン  ベトナム

「東京海上マネーマザーファンド」受益証券(円建て)

- 円建て短期公社債等を主要投資対象とします。
- ※「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」においては、東京海上アセットマネジメント投信と東京海上アセットマネジメント・インターナショナル(シンガポール)が運用を行います。
- ※「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」は委託会社による日本語訳の名称です。正式名称は「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund II」となります。



- 実質組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

- 原則として2月と8月に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。

分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

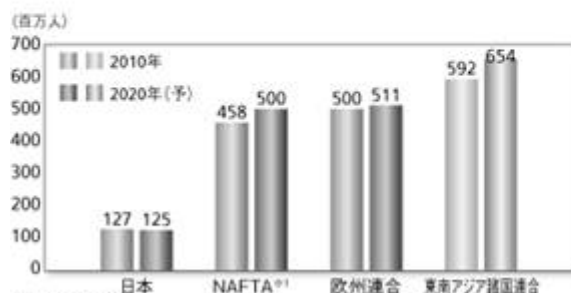
主な投資制限

- ▶ 株式への直接投資は行いません。
- ▶ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ▶ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

魅力1 拡大する消費市場

世界の地域人口比較

東南アジア諸国連合は、欧州連合等を上回る人口を有しており、巨大な消費市場として成長することが期待されています。



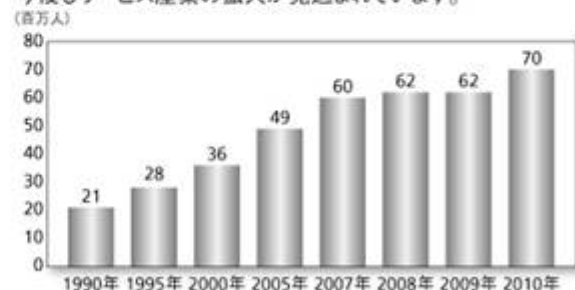
※国連による予測値

※1 NAFTA(北米自由貿易協定)とは、米国、カナダ、メキシコの3か国間の自由貿易協定です。

出所:国連

東南アジア諸国への国際観光客到着数 (1990年～2010年、年次)

世界遺産やビーチリゾート等の観光資源が豊富な東南アジア諸国は、世界でも人気の観光地です。観光客の増加により今後もサービス産業の拡大が見込まれています。



出所:世界観光機関(UNWTO)

魅力2 世界の生産基地へ

東南アジア諸国連合の域外国・地域とのFTA・EPA交渉状況 (2012年3月現在)

東南アジア諸国連合は、域内の関税を撤廃して貿易の自由化を図るとともに、世界の国、地域とも自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の締結、交渉を進めており、生産・輸出拠点としての魅力が増えています。

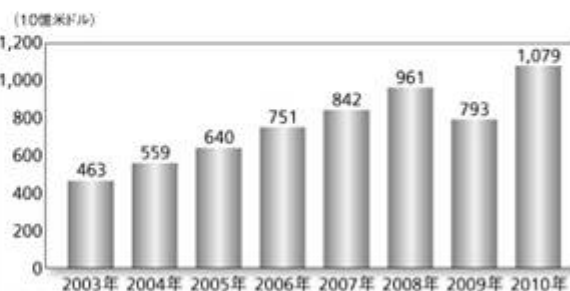


※上記は2012年3月時点の内容であり、今後変更される場合があります。

出所:ジェトロ、外務省

東南アジア6カ国^{※2}の輸出総額の推移 (2003年～2010年、年次)

域内貿易の拡大、FTAの活用等により、東南アジア6カ国の輸出総額は増加傾向にあります。



※2 東南アジア6カ国とは、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムをいいます。

出所:Thomson Datastream

魅力3 進展するインフラ整備

アジア総合開発計画



「アジア総合開発計画」は約700件のインフラプロジェクトで投資総額は約3,900億米ドルにも及びます。こうしたインフラ整備が進むことで、ヒト・モノ・カネの流れが加速し東南アジア諸国のさらなる経済成長が期待されます。

※左図には計画・構想段階にあるものも含まれており、必ずしも実施されるとは限りません。

出所:経済産業省

東南アジア 諸国連合とは

東南アジア地域の10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）が加盟する地域協力機構であり、①東南アジア地域の経済成長、社会・文化的発展の促進、②東南アジア地域の政治・経済的安定の確保、③東南アジア諸国間のさまざまな問題の解決、を目的としています。

上記グラフは過去の実績および将来の予想であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

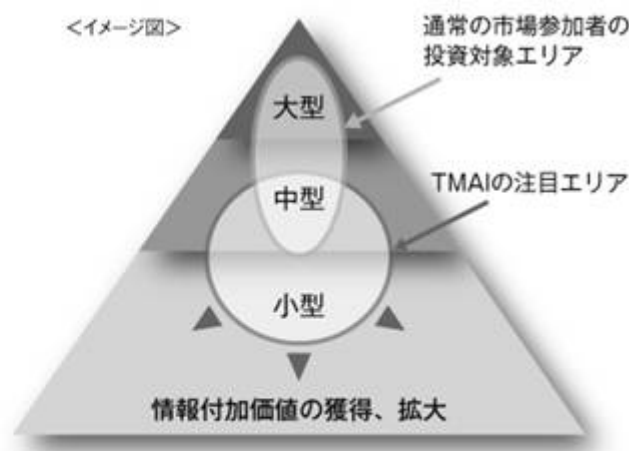
実質的な運用と企業調査は、アジアを拠点とする「東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール）」が行います。

運用経験豊富、かつ現地経済事情に精通したアナリストが、現地企業の訪問等により、徹底した企業調査を行います。

銘柄選択の視点

- 東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール）（TMAI社）のファンドマネジャーおよびアナリストが直接企業調査・銘柄選択を実施
- 通常の市場参加者から注目度の低い銘柄に着目、現地企業のトップマネジメントに対する直接リサーチを徹底することにより高付加価値情報を収集
- ボトムアップによる個別企業の成長性分析においては、「長期成長ストーリー」「安定的利益成長」「短期業績の透明性」の3点を中心とする選別を実施

<イメージ図>



東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール）（TMAI社）の概要

- ◇1997年、東京海上アセットマネジメント投信の100%出資によりシンガポールに設立。
- ◇東京海上アセットマネジメント投信のグローバル株式運用におけるアジア・オセアニア地域を担当。

「アジアインベスター誌インベストメント・パフォーマンス賞2010」受賞

東京海上アセットマネジメント投信のシンガポール現地法人であるTokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.（東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール））は、アジアインベスター誌からアジア地域（除く日本）の株式運用の部門で「インベストメント・パフォーマンス賞2010」を受賞しました。2009年に続いて2年連続の受賞です。

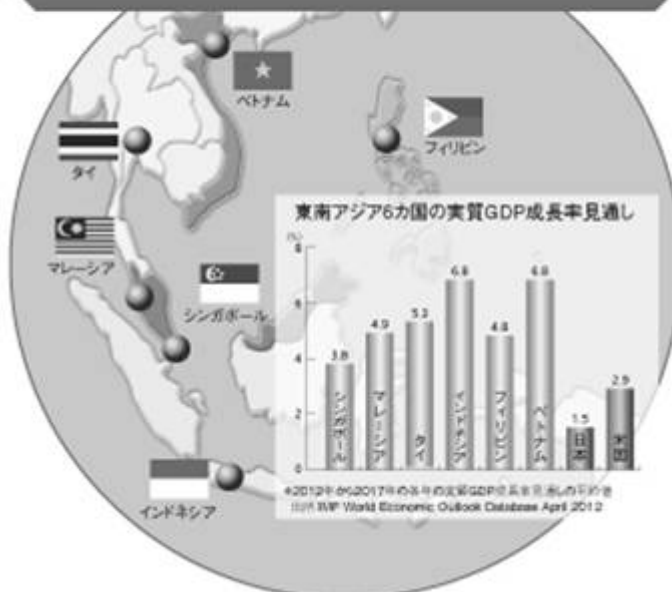
※アジアインベスター誌は、香港・シンガポール・韓国・台湾等アジア地域の機関投資家向けの金融専門誌で、毎年、債券型、株式型、バランス型、REITおよびETF、国内投信、オルタナティブ投資の各分野でインベストメント・パフォーマンス賞を発表しています。

※同賞の受賞者は資産クラス毎に1社のみであり、選定においては、Lipper、MercerおよびTowers Watson（旧 Watson Wyatt）に登録されているファンド・マネジメント会社のパフォーマンス・データを基に、過去数年間のリスク調整後の運用成績等を評価の上、資産クラス毎に受賞者を決定しています。

※当該評価は、過去一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。



東南アジア諸国の投資対象国の概要



Thailand タイ

- 人口:約6,450万人(2012年)
- 国土:51.4万km²(日本の約1.4倍)
- 通貨:タイ・バーツ
- 名目GDP:3,772億米ドル(約31兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:5,851米ドル(2012年)

主要産業:観光業、自動車製造業

首都バンコクをはじめ、世界遺産やビーチリゾート等の多くの魅力的な観光地を有しています。自動車メーカーの誘致に積極的に取り組み、アジアでも有数の自動車生産拠点となっています。



スカイトレイン



アユタヤバン・ハイン宮殿



Singapore

シンガポール

- 人口:約540万人(2012年)
- 国土:710km²
- 通貨:シンガポール・ドル
- 名目GDP:2,700億米ドル(約22兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:50,324米ドル(2012年)



マーライオン

主要産業:製造業(エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密器械)、商業、ビジネスサービス、運輸・通信業、金融サービス業
世界的な中継貿易港であり、政府は産業育成に高い優先性を与え、競争力強化と多国籍企業の誘致を目指しています。また、広域経済連携構想にも積極的で、アジア太平洋地域における自由貿易の推進に努めています。



Malaysia

マレーシア

- 人口:約2,920万人(2012年)
- 国土:約33万km²(日本の約0.9倍)
- 通貨:マレーシア・リンギット
- 名目GDP:3,058億米ドル(約25兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:10,467米ドル(2012年)



サルタン・サファディン・モスク



ペトロナス・ツインタワー

主要産業:製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)、鉱業(スズ、原油、LNG)
外国資本の導入により製造業を中心に工業化を推進しています。
1991年に発表された国家目標「ビジョン2020」で、2020年までに先進国入りを目指しています。



フエ 阮(グエン)朝王宮



アオザイを着た女性

Vietnam

ベトナム



- 人口:約9,040万人(2012年)
- 国土:32.9万km²
- 通貨:ベトナム・ドン
- 名目GDP:1,354億米ドル(約11兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:1,498米ドル(2012年)

主要産業:農林水産業、鉱業、軽工業

豊かな労働力を背景に、世界の輸出・生産拠点として地位を高めています。
また、観光業の伸びも著しく、重要な外貨獲得源となっています。
2007年1月にWTO(世界貿易機関)に正式加盟しています。



Philippines
フィリピン



マクタン島

- 人口:約9,770万人(2012年)
- 国土:29.9万km²(日本の約0.8倍)
- 通貨:フィリピン・ペソ
- 名目GDP:2,276億米ドル(約19兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:2,329米ドル(2012年)

主要産業:農林水産業

アジアの中でも、英語による情報の伝達・加工という点で最も競争力が高く、英語圏向けコールセンター等欧米向け事務サービス産業の育成に力を入れています。また、小売業等の商業セクターや個人向けサービスセクターの拡大が期待されています。



Indonesia
インドネシア



バリ島

- 人口:約2億4,450万人(2012年)
- 国土:約189万km²(日本の約5倍)
- 通貨:インドネシア・ルピア
- 名目GDP:9,283億米ドル(約76兆円)(2012年)
- 1人当たり名目GDP:3,797米ドル(2012年)

主要産業:鉱業(石油、LNG、石炭、アルミ、スズ)、農業(米、ゴム、パーム油)、工業(木材製品、セメント、肥料)

人口は中国、インド、米国に次いで世界第4位となっており、国内消費の拡大が期待されています。石油、LNG(液化天然ガス)等の豊富な天然資源を有しています。

※人口、名目GDPおよび1人当たり名目GDPはIMFによる予測値 ※名目GDPは2012年3月末の為替レート(1米ドル=82.19円)により円換算
出所:人口、名目GDPおよび1人当たり名目GDP:IMF「World Economic Outlook Database April 2012」、
国土および地域情報:外務省、Thomson Datastream

写真提供:(C) ASEAN-Japan Centre

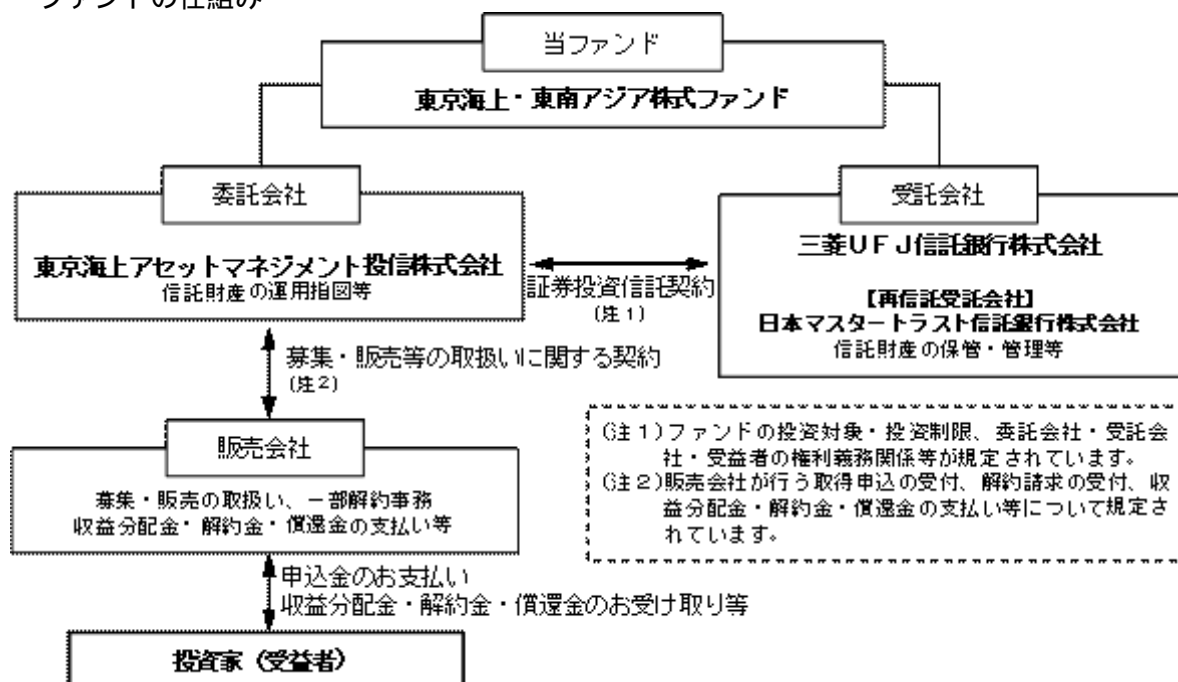
上記は過去の実績および将来の予想であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

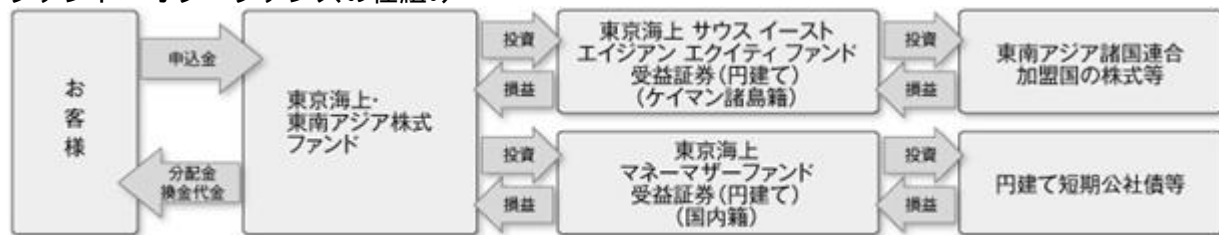
平成20年3月28日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成24年3月末日現在）
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成24年3月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1)主要投資対象

主に東南アジア諸国連合加盟国の取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。以下同じ。）などに投資する外国投資信託「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」（日本語訳として「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」と表示することがあります。）の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、外国投資信託「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」の受益証券および親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、東南アジア諸国連合加盟国の取引所に上場されている株式などに実質的に投資します。

運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」の投資比率を高位に保つことを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)外国投資信託「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」の受益証券

（当該投資信託証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）

(2)「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券

(3)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権と社債券とが一体となった新株引受権付債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものであり、これら投資信託の関係法人等により内容が変更となる場合があります。

Tokio Marine South-East Asian Equity Fund (以下、当概要において「ファンド」といいます。また、日本語訳として「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」と表示することがあります。)	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 / 円建て
運用方針	東南アジア諸国の企業の株式等への投資により、信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資制限	・ 同一企業が発行する株式への投資は、取得時においてファンド純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 投資信託証券への投資は、取得時においてファンド純資産総額の5%を超えないものとします。
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。
運用開始日	2007年12月14日
信託期間	2157年12月2日まで
決算日	原則として毎年6月20日
取得制限	ファンド・オブ・ファンズ以外の投資家には販売されません。
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.62%を乗じて得た額が投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。その他、ファンドは株式等の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用（保管銀行に対する報酬は含まれません。）、信託財産に関する租税等を負担します。 受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対する報酬、監査報酬、法的費用等は投資顧問会社が支払うものとします。
関係法人	受託会社：Global Funds Trust Company 保管銀行、事務代行会社：Nomura Bank（Luxembourg）S.A. 投資顧問会社：東京海上アセットマネジメント投信株式会社 副投資顧問会社：Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.
ベンチマーク	なし

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

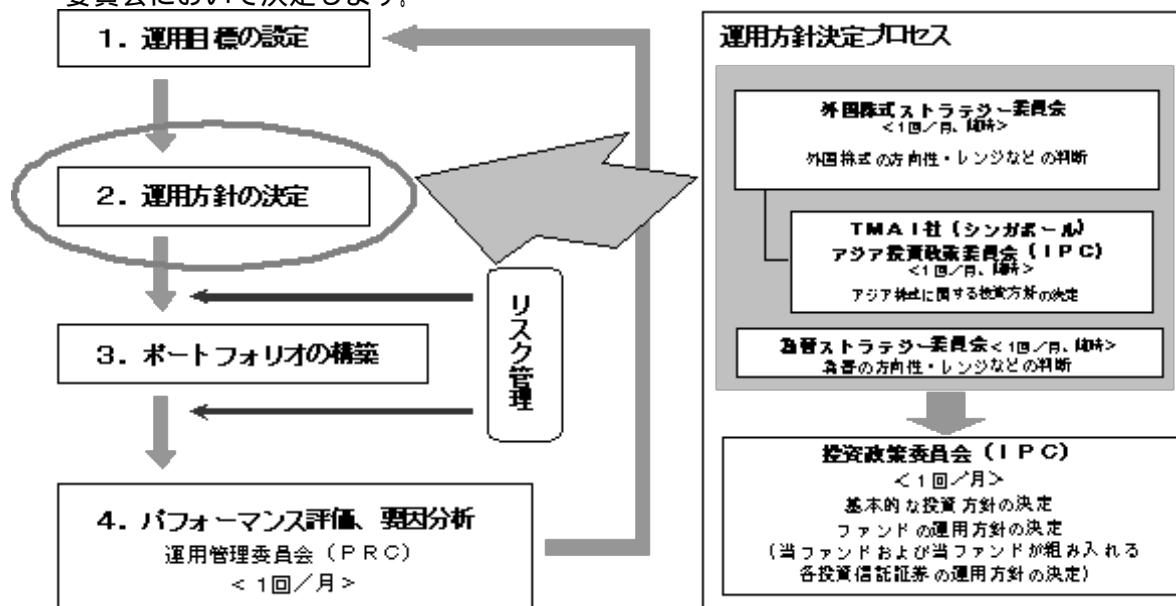
東京海上マネーマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に外国の株式等に投資します。当ファンドおよび当ファンドが組み入れる各投資信託証券の運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは株式運用部グローバル株式運用グループ（13名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき、各投資信託証券の組入比率の決定を含めて運用を担当します。なお、当ファンドの投資対象の中で「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」は、株式運用部グローバル株式運用グループが基本的な投資方針を委託会社の100%子会社であるTokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.（「TMA I社」といいます。）と共同で策定し、個別銘柄の選定、ポートフォリオ構築等に関する部分についてTMA I社に運用再委任を行う形で運用を行います。また、「東京海上マネーマザーファンド」は、債券運用部日本債券運用グループ（12名）が、「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

なお、委託会社においては、TMA I社の運用面について随時モニタリングを行っていることに加えて、システム面・法務面等各種リスク管理状況の確認や内部監査・コンプライアンスチェック等によりTMA I社の経営管理を行っています。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成24年3月末日現在）

(4) 【分配方針】

年2回（原則として2月、8月の15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への直接投資は行いません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款第19条）
- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものについては、その時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をすることができます。

公社債の借入（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

- までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては株式市場の規模が小さく流動性が低い場合があり、その結果それらの市場において取引される株式の価格変動が大きくなる可能性があります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託

会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互に他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

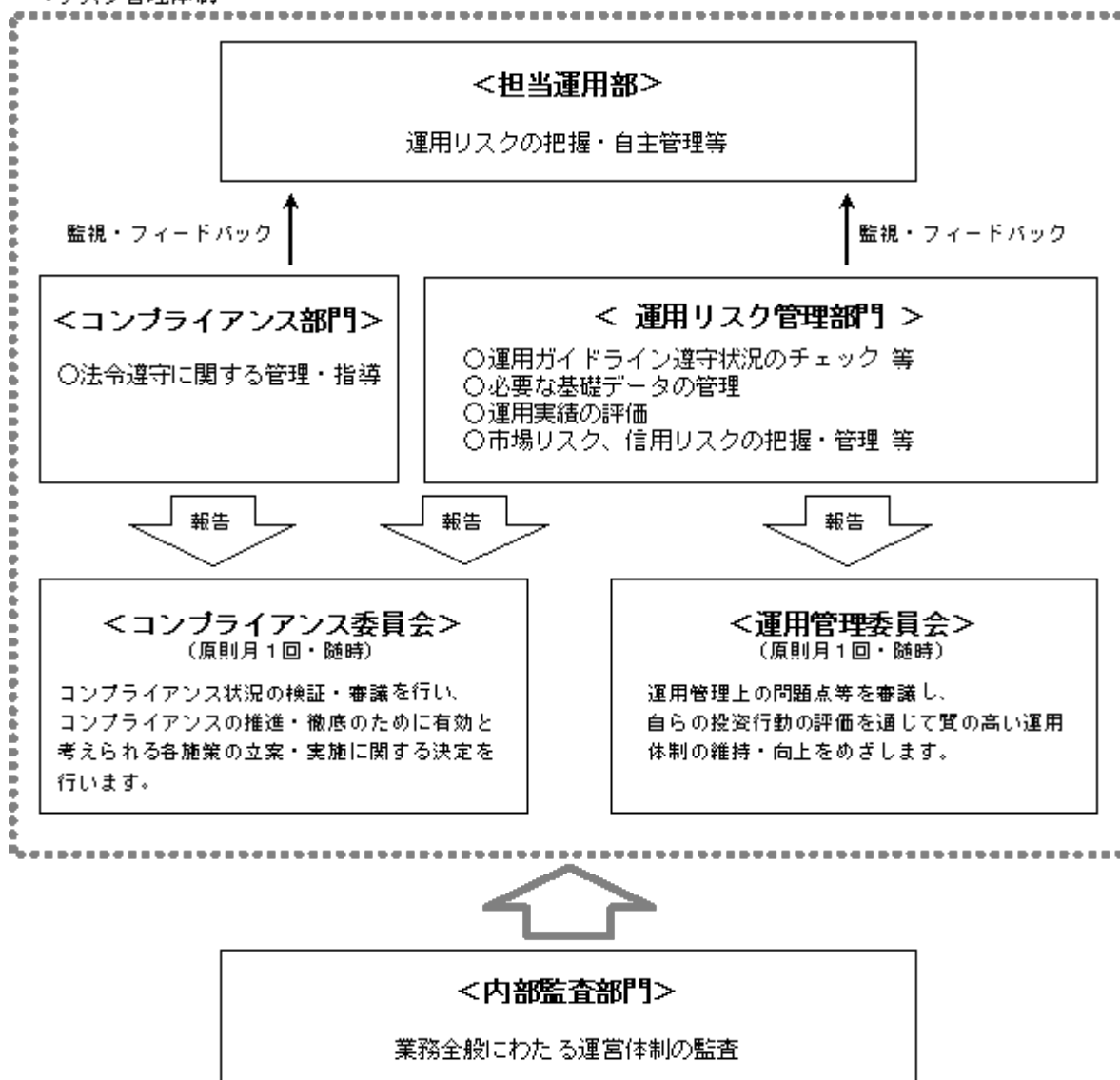
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.08675%（税抜1.035%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.315% （税抜0.30%）	年0.735% （税抜0.70%）	年0.03675% （税抜0.035%）

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率1.70675%（税込）程度となります。（本書作成日現在）

< 参考情報 > 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）
外国投資信託（ケイマン諸島籍） 「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」	0.62%（ ）
親投資信託 「東京海上マネーマザーファンド」	信託報酬は ありません

（ ）運用報酬として投資顧問会社および副投資顧問会社に支払われ、投資顧問会社が受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対する報酬、監査報酬、法的費用等を支払います。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途がかかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託の受益証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.0105%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年63万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間においては、源泉徴収税率は10.147%（所得税

7.147%、地方税3%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となります。

また、平成26年1月1日以降においては、源泉徴収税率は20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されま

す（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間の税率は、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）となります。

また、平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、平成24年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われ、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

平成26年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15.315%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

（1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成24年3月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	11,078,478,750	98.80
親投資信託受益証券	日本	1,109,900	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		132,885,875	1.18
合計（純資産総額）		11,212,474,525	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネーマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	89,994,240	96.91
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,861,606	3.08
合計（純資産総額）		92,855,846	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	

1	Tokio Marine South-East Asian Equity Fund	ケイマン	投資信託受益証券	1,151,250	8,797	10,127,546,250	9,623	11,078,478,750	98.80
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,100,000	1.0089	1,109,790	1.0090	1,109,900	0.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.80
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.81

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネーマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第254回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2012/04/27	90,000,000	99.99	89,991,600	99.99	89,994,240	96.91

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネーマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	96.91
合 計	96.91

投資不動産物件

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(平成20年 8月15日)	670	670	0.9251	0.9251
2期	(平成21年 2月16日)	370	370	0.5476	0.5476
3期	(平成21年 8月17日)	581	581	0.8777	0.8777
4期	(平成22年 2月15日)	613	613	0.8737	0.8737
5期	(平成22年 8月16日)	759	759	0.9818	0.9818
6期	(平成23年 2月15日)	15,345	15,728	1.0017	1.0267
7期	(平成23年 8月15日)	16,276	16,276	0.9771	0.9771
8期	(平成24年 2月15日)	13,014	13,014	0.9916	0.9916
平成23年 3月末日		18,345	-	1.0463	-

4月末日	19,033	-	1.0857	-
5月末日	18,480	-	1.0510	-
6月末日	17,952	-	1.0393	-
7月末日	17,849	-	1.0713	-
8月末日	15,982	-	0.9576	-
9月末日	14,002	-	0.8532	-
10月末日	14,693	-	0.9258	-
11月末日	13,612	-	0.8964	-
12月末日	13,175	-	0.9160	-
平成24年 1月末日	12,656	-	0.9609	-
2月末日	12,676	-	1.0332	-
3月末日	11,212	-	1.0832	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0250
7期	0.0000
8期	0.0000

【収益率の推移】

期	年月日	収益率（％）（分配付）
1期	（平成20年 8月15日）	7.5
2期	（平成21年 2月16日）	40.8
3期	（平成21年 8月17日）	60.3
4期	（平成22年 2月15日）	0.5
5期	（平成22年 8月16日）	12.4
6期	（平成23年 2月15日）	4.6
7期	（平成23年 8月15日）	2.5
8期	（平成24年 2月15日）	1.5

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	739,162,648	14,298,504	724,864,144
2期	13,579,787	62,257,067	676,186,864
3期	39,689,532	53,003,421	662,872,975
4期	101,224,356	62,116,883	701,980,448
5期	153,855,191	82,030,303	773,805,336
6期	14,771,337,826	225,649,171	15,319,493,991
7期	3,822,761,382	2,484,241,294	16,658,014,079

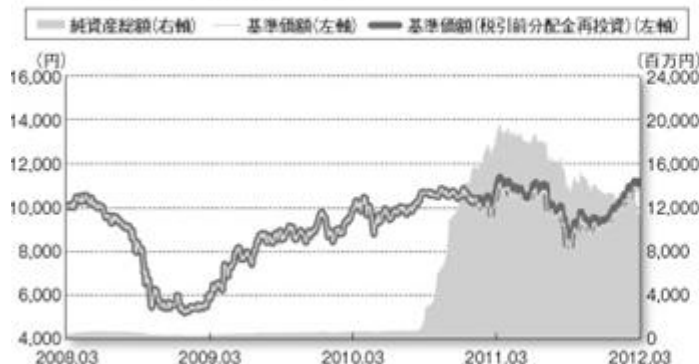
8期	2,008,315,667	5,541,579,401	13,124,750,345
----	---------------	---------------	----------------

< 参考情報 >

（平成24年3月30日現在）

基準価額、パフォーマンス等の状況

◆◆◆ 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※設定日は2008年3月28日です。

◆◆◆ 基準価額・純資産総額

基準価額	10,832円
純資産総額	11,212百万円

◆◆◆ 騰落率（税引前分配金再投資、%）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+4.84	+18.25	+26.96	+3.53	+90.66	+11.02

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

◆◆◆ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

第4期	2010年2月15日	0円
第5期	2010年8月16日	0円
第6期	2011年2月15日	250円
第7期	2011年8月15日	0円
第8期	2012年2月15日	0円
設定来累計		250円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

◆◆◆ 資産構成

資産名	比率 (%)
東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド	98.8
東京海上マネーマザーファンド	0.0
短期金融資産等	1.2
合 計	100.0

◆◆◆ 組入上位5業種

	業 種 名	比率 (%)
1	銀行	28.5
2	資本財	21.7
3	電気通信サービス	11.5
4	食品・飲料・タバコ	8.1
5	不動産	5.5

◆◆◆ 市場別投資比率

市場名	比率 (%)
シンガポール	33.8
マレーシア	22.6
タイ	14.9
インドネシア	20.3
フィリピン	4.8
ベトナム	0.0

◆◆◆ 組入上位10銘柄

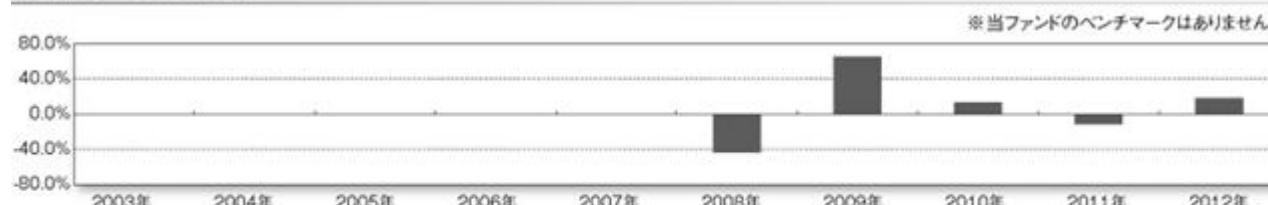
	銘柄名	市場	業種	比率 (%)
1	DBS GROUP HOLDING LTD	シンガポール	銀行	7.5
2	KEPPEL CORP LTD	シンガポール	資本財	7.1
3	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	シンガポール	資本財	5.5
4	ASTRA INTERNATIONAL TBK	インドネシア	自動車・自動車部品	4.7
5	ADVANCED INFO SERVICE PCL NVDR	タイ	電気通信サービス	4.0
6	UTD OVERSEAS BANK LTD UOB	シンガポール	銀行	3.7
7	CAPITALAND LIMITED	シンガポール	不動産	3.6
8	PT UNITED TRACTORS TBK	インドネシア	資本財	3.2
9	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK	インドネシア	銀行	3.1
10	SIME DARBY BERHAD	マレーシア	資本財	2.9

組入銘柄数 63

※資産構成は、「東京海上・東南アジア株式ファンド」における純資産総額に占める割合です。

※市場別投資比率、組入上位5業種および組入上位10銘柄は、「東京海上 サウス イースト エイジアン エクイティ ファンド」における純資産総額に占める割合です。
 基準価額算定の基準となる期間に対応しております。※短期金融資産等は、組入投資信託以外のものです。※業種名はMSCI産業グループ分類です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
- ・シンガポールの証券取引所の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・12月24日（ルクセンブルグの銀行の半休日）
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- ・委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
- ・シンガポールの証券取引所の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
 - ・12月24日（ルクセンブルグの銀行の半休日）
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

1. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成20年3月28日から平成40年8月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年2月16日から8月15日まで、8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「 信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当

該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期計算期間（平成23年8月16日から平成24年2月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上・東南アジア株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [平成23年 8月15日現在]	第8期 [平成24年 2月15日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,129,928,321	489,176,156
投資信託受益証券	15,178,635,750	12,696,270,250
親投資信託受益証券	1,109,240	1,109,790
未収入金	129,058,000	-
未収利息	2,081	899
流動資産合計	16,438,733,392	13,186,557,095
資産合計	16,438,733,392	13,186,557,095
負債の部		
流動負債		
未払解約金	64,979,069	93,594,943
未払受託者報酬	3,272,876	2,631,843
未払委託者報酬	93,510,536	75,195,435
その他未払費用	315,000	315,000
流動負債合計	162,077,481	171,737,221
負債合計	162,077,481	171,737,221
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 16,658,014,079	¹ 13,124,750,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 381,358,168	² 109,930,471
（分配準備積立金）	5,018,602	5,132,825
元本等合計	16,276,655,911	13,014,819,874
純資産合計	16,276,655,911	13,014,819,874
負債純資産合計	16,438,733,392	13,186,557,095

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日	第8期 自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
営業収益		
受取利息	134,079	102,343
有価証券売買等損益	272,802,340	18,341,050
営業収益合計	272,668,261	18,443,393
営業費用		
受託者報酬	3,272,876	2,631,843
委託者報酬	93,510,536	75,195,435
その他費用	315,000	315,000
営業費用合計	97,098,412	78,142,278
営業利益又は営業損失（ ）	369,766,673	59,698,885
経常利益又は経常損失（ ）	369,766,673	59,698,885
当期純利益又は当期純損失（ ）	369,766,673	59,698,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	112,938,961	309,810,172
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,477,678	381,358,168
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,917,697	145,012,290
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	145,012,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,917,697	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,047,909	123,695,880
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,047,909	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	123,695,880
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	381,358,168	109,930,471

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(追加情報)

第8期 自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 [平成23年 8月15日現在]	第8期 [平成24年 2月15日現在]
1. 1 期首元本額	15,319,493,991円	16,658,014,079円
期中追加設定元本額	3,822,761,382円	2,008,315,667円
期中一部解約元本額	2,484,241,294円	5,541,579,401円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	16,658,014,079口	13,124,750,345口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は381,358,168円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は109,930,471円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日	第8期 自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,238,153円）及び分配準備積立金（5,018,602円）より、分配対象額は6,256,755円（1万口当たり3.74円）であります。分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（78,979円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,587,922円）及び分配準備積立金（5,053,846円）より、分配対象額は6,720,747円（1万口当たり5.10円）であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日	第8期 自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 [平成23年 8月15日現在]	第8期 [平成24年 2月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

第7期（自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	367,223,355
親投資信託受益証券	660
合計	367,222,695

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第8期（自 平成23年8月16日 至 平成24年2月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	250,086,360
親投資信託受益証券	550
合計	250,086,910

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 [平成23年 8月15日現在]		第8期 [平成24年 2月15日現在]	
1口当たり純資産額	0.9771円	1口当たり純資産額	0.9916円
（1万口当たり純資産額	9,771円）	（1万口当たり純資産額	9,916円）

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Tokio Marine South-East Asian Equity Fund	1,443,250	12,696,270,250	
投資信託受益証券 合計		1,443,250	12,696,270,250	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	1,100,000	1,109,790	
親投資信託受益証券 合計		1,100,000	1,109,790	
合計		2,543,250	12,697,380,040	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。また、当ファンドは「東京海上マネーマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「Tokio Marine South-East Asian Equity Fund」の状況

当投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された円建て外国投資信託であり、同ファンドの財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるNomura Bank (Luxembourg) S.A. から入手した平成23年6月20日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

(1)純資産計算書

	平成23年6月20日現在 金額（円）
資産：	
投資有価証券	17,058,692,850
（取得原価：17,144,271,165円）	
現預金	749,215,058
未収入金	387,105,807
未収配当金	46,927,052
資産合計	18,241,940,767
負債：	
未払金	603,007,669
未払費用	28,342,283
負債合計	631,349,952
純資産総額	17,610,590,815
発行済受益証券口数	1,972,250
発行済受益証券1口当たりの純資産	8,929

(2)重要な会計方針に関する注記

当財務書類は、ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含んでおります。

有価証券投資

- (a) 株式市場に上場または規制市場において取引されている有価証券については、当該株式市場または規制市場における入手可能な最終相場にて評価しています。
複数の市場に上場または取引されている有価証券については、当該有価証券の主たる市場における入手可能な最終相場にて評価しています。
- (b) 株式市場に上場または規制市場において取引されていない有価証券、または、上記（a）に基づき決定された価格が公正価値を表していない有価証券については、入手可能な最終市場価格にて評価しています。市場価格がない場合、または、市場価格が当該有価証券の公正価値を表していない場合は、合理的に見積もられた売却価格に基づき慎重かつ誠実に評価しています。
- (c) 国際的に認められた情報ベンダーの価格に基づいて評価することもあります。

（d）市場価格が容易に入手出来ない有価証券、その他の資産については、投資顧問の助言のもと、管理会社において決められた手順に則り、誠実に決定した公正価格を用いて評価しています。

（e）現金及び他の流動資産については、未収利息を含んだ額面価格で評価しています。

有価証券取引及び投資収益

有価証券取引は約定日に計上しています。受取利息については発生主義に基づき計上しています。配当金は権利落日に計上しています。有価証券取引に関する実現損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定しています。

外貨換算

当ファンドは日本円で会計を記録しており、財務書類は日本円で表示されています。日本円以外の資産、負債は期末日現在に適用される為替レートで日本円に換算します。日本円以外の収益及び費用については、発生日現在に適用される為替レートで日本円に換算します。

日本円以外の約定については、取引日現在に適用される為替レートで日本円に換算します。

当ファンドでは、投資に係る為替レートの変動から生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益を分離していません。このような変動は投資に係る実現及び未実現損益に含まれます。

為替レート：平成23年6月20日現在

1 JPY =	107.0376	IDR
	0.03791	MYR
	0.54406	PHP
	0.01246	USD
	0.01543	SGD
	0.38115	THB
	257.45705	VND

(3)投資有価証券明細表

株式

平成23年6月20日現在

（単位：円）

数量	銘柄	帳簿価額	評価額	投資比率
バミューダ				
普通株式				
950,000	NOBLE GROUP LTD	128,917,948	117,031,760	0.66
	バミューダ 計	128,917,948	117,031,760	0.66
インドネシア				
普通株式				
7,000,571	BANK MANDIRI TBK	420,903,732	448,009,705	2.55
800,000	ASTRA INTERNATIONAL TBK	408,789,292	436,855,581	2.48
4,580,000	BANK CENTRAL ASIA	279,964,102	310,217,912	1.76
1,200,000	ASTRA AGRO LESTARI TBK	277,532,677	257,853,166	1.46
3,000,000	HARUM ENERGY	263,007,926	253,649,038	1.44
4,800,000	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK NEW	233,527,447	239,915,554	1.36
3,880,000	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK	200,827,623	226,555,771	1.29
999,969	PT UNITED TRACTORS TBK	211,774,147	214,403,866	1.22
1,080,000	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM TBK	214,256,575	207,347,578	1.18
5,880,000	BANK NEGARA INDONESIA PT	217,019,235	197,762,167	1.12
2,000,000	TELEKOMUNIKASI TBK PT	145,554,132	129,860,833	0.74
238,000	GUDANG GARAM	92,243,989	100,725,294	0.57
1,580,000	PT XL AXIATA TBK	81,548,732	91,519,189	0.52
2,880,000	BUMY RESOURCES TBK PT	76,270,492	80,046,591	0.45
	インドネシア 計	3,123,220,101	3,194,722,245	18.14
マレーシア				
普通株式				
3,500,000	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	774,311,752	783,707,266	4.46

2,300,000	MALAYAN BANKING BHD MAYBANK	528,608,393	535,632,202	3.05
1,780,000	GENTING BERHAD	504,291,073	509,833,028	2.90
2,380,000	IJM CORPORATION BHD	376,727,845	398,592,223	2.26
1,400,000	SIME DARBY BERHAD	338,620,089	339,329,554	1.93
3,000,000	SP SETIA BHD	341,323,159	331,522,811	1.88
300,000	DIGI.COM BERHAD	221,481,962	229,454,929	1.30
3,000,000	DIALOG GROUP BHD	211,903,698	216,795,347	1.23
300,000	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	169,738,993	174,860,480	0.99
1,680,000	GENTING MALAYSIA BERHAD	159,615,743	160,396,908	0.91
980,000	BOUSTEAD HOLDINGS BHD	163,142,645	157,406,081	0.89
1,999,600	KENCANA PETROLEUM BERHAD	142,023,702	148,192,965	0.84
2,480,000	MALAYSIAN RESOURCES CORP	143,462,393	141,280,938	0.80
830,000	AXIATA GROUP BHD	111,812,015	109,452,639	0.62
1,200,000	UEM LAND HOLDINGS BHD	74,229,400	87,667,607	0.50
1,200,000	MAH SING GROUP BHD	75,323,085	82,603,774	0.47
マレーシア 計		4,336,615,947	4,406,728,752	25.03

モーリシャス

普通株式

2,200,000	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	98,676,490	94,857,321	0.54
モーリシャス 計		98,676,490	94,857,321	0.54

フィリピン

普通株式

24,800,000	ENERGY DEVELOPMENT CORPORATION	278,735,029	291,727,242	1.65
850,000	SECURITY BANK CORP	137,844,163	145,371,956	0.82
305,920	PHILIPPINE NATIONAL BANK	39,399,371	32,724,739	0.19
749,500	GMA HOLDINGS INC-PDR	10,517,978	9,753,270	0.06
フィリピン 計		466,496,541	479,577,207	2.72

シンガポール

普通株式

1,440,000	KEPPEL CORP LTD	939,875,298	978,476,284	5.55
1,000,000	DBS GROUP HOLDING LTD	955,555,830	918,099,567	5.21
2,300,000	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	749,523,610	726,245,286	4.12
439,244	UTD OVERSEAS BANK LTD	528,721,141	538,262,558	3.06
2,650,000	SINGAPORE TELECOM 1000	540,209,467	518,894,833	2.95
1,600,000	UOL GROUP LIMITED	521,556,239	503,139,311	2.86
1,000,000	SEMBCORP MARINE LTD	340,930,498	337,803,583	1.92
880,000	WILMAR INTERNATIONAL LTD	327,693,540	304,113,998	1.73
2,200,000	GENTING SINGAPORE PLC	290,517,746	262,462,362	1.49
428,876	OVERSEAS CHINESE BANKING CORP LTD	257,121,431	253,880,328	1.44
1,800,000	CAPITAMALL TRUST REITS	221,289,047	222,911,463	1.27
680,000	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	180,870,314	167,981,099	0.95
1,650,000	FRASERS CENTREPOINT TRUST REITS	158,653,432	159,403,092	0.91
800,000	STARHUB LTD	149,239,134	140,049,086	0.80
1,200,000	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	137,748,506	140,049,086	0.80
1,800,000	SINGAPORE POST LTD	135,510,191	134,213,708	0.76

1,200,000	SUNTEC REIT	115,168,697	114,373,421	0.65
2,000,000	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	118,598,421	111,520,569	0.63
500,000	M1 LTD	81,402,900	81,695,300	0.46
シンガポール 計		6,750,185,442	6,613,574,934	37.56

タイ

普通株式

800,000	BANGKOK BANK PUBLIC CO LTD BBL	348,999,034	312,736,013	1.77
980,000	ADVANCED INFO SERVICE PCL	253,115,190	267,399,786	1.52
280,000	PTT PUBLIC CO LTD NVDR L	255,226,178	241,688,268	1.37
2,000,000	C.P.ALL PUBLIC CO LTD F	230,759,080	223,008,063	1.27
2,500,000	CHAROEN POKPHAND FOODS PLC CO LTD F	174,415,582	185,293,464	1.05
450,000	PTT CHEMICAL PCL	188,456,169	170,601,168	0.97
3,500,000	KRUNG THAI BANK PUBLIC COM LTD	170,070,102	157,023,913	0.89
1,000,000	TOTAL ACCESS COMMUNICATION	127,206,540	147,578,865	0.84
1,200,000	BEC WORLD PLC NVDR	114,059,739	105,469,696	0.60
4,433,333	HOME PRODUCT CENTER PLC CO LTD	95,389,894	93,051,200	0.53
200,000	PTT EXPLOR AND PRODUCTION PCL	101,882,258	86,841,963	0.49
250,000	SIAM COMMERCIAL BANK	73,330,978	68,542,184	0.39
380,000	GLOW ENERGY PUBLIC CO LTD	47,644,560	48,851,884	0.28
688,600	AMATA CORP PUBLIC CO LTD	28,910,218	22,763,509	0.13

タイ 計

2,209,465,522	2,130,849,976	12.10
---------------	---------------	-------

ベトナム

普通株式

130,330	GEMADEPT CORP	18,823,285	13,617,327	0.08
110,000	SAIGON SECURITIES INC	11,869,889	7,733,328	0.04

ベトナム 計

30,693,174	21,350,655	0.12
------------	------------	------

合計

17,144,271,165	17,058,692,850	96.87
----------------	----------------	-------

「東京海上マネーマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成23年 8月15日現在]	[平成24年 2月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		60,803,797	16,032,651
国債証券		54,999,800	183,990,720
未収利息		2,824	1,961
前払費用		993	—
流動資産合計		115,807,414	200,025,332
資産合計		115,807,414	200,025,332
負債の部			
流動負債			
未払金		49,997,470	89,992,000

流動負債合計		49,997,470	89,992,000
負債合計		49,997,470	89,992,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	65,260,994	109,063,539
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		548,950	969,793
元本等合計		65,809,944	110,033,332
純資産合計		65,809,944	110,033,332
負債純資産合計		115,807,414	200,025,332

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(追加情報)

自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成23年 8月15日現在]	[平成24年 2月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,200,000円	65,260,994円
同期中における追加設定元本額	63,060,994円	65,453,307円
同期中における一部解約元本額	—円	21,650,762円
同期末における元本額	65,260,994円	109,063,539円
元本の内訳 *		
東京海上・東南アジア株式ファンド	1,100,000円	1,100,000円
東京海上・アジア中小型成長株ファンド	1,100,000円	1,100,000円
大和マイクロファイナンス・ファンド	992,261円	992,261円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	—円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	—円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）	—円	9,915円

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券 ファンド(通貨選択型)豪ドルコース (毎月分配型)	—円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券 ファンド(通貨選択型)ブラジル・ リアルコース(毎月分配型)	—円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券 ファンド(通貨選択型)資源国通貨 バスケットコース(毎月分配型)	—円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券 ファンド(通貨選択型) マネープール・ファンド	—円	17,698,575円
TMAマネーファンド (適格機関投資家限定)	62,068,733円	85,168,536円
計	65,260,994円	109,063,539円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算 期間末日における当該親投資信託の受 益権の総数	65,260,994口	109,063,539口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成23年 2月16日 至 平成23年 8月15日	自 平成23年 8月16日 至 平成24年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応じて それぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があり ます。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左
-------------------	---	----

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成23年 8月15日現在]	[平成24年 2月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（自 平成23年2月16日 至 平成23年8月15日）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,490
合計	1,490

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成22年8月17日から平成23年8月15日まで)を指しております。

(自 平成23年8月16日 至 平成24年2月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	6,360
合計	6,360

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成23年8月16日から平成24年2月15日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成23年 8月15日現在]		[平成24年 2月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.0084円	1口当たり純資産額	1.0089円
(1万口当たり純資産額	10,084円)	(1万口当たり純資産額	10,089円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第 2 9 2 回利付国債 (2 年)	4,000,000	4,000,880	
	第 2 3 6 回国庫短期証券	80,000,000	79,998,640	
	第 2 5 3 回国庫短期証券	100,000,000	99,991,200	
国債証券 合計		184,000,000	183,990,720	
合計		184,000,000	183,990,720	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年3月30日現在

種類	金額
資産総額	12,276,806,494 円
負債総額	1,064,331,969 円
純資産総額 (-)	11,212,474,525 円
発行済数量	10,351,580,629 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0832 円

(ご参考：親投資信託の現況)

東京海上マネーマザーファンド

平成24年3月30日現在

種類	金額
資産総額	92,855,846 円
負債総額	— 円
純資産総額（ - ）	92,855,846 円
発行済数量	92,025,555 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0090 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。
8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成24年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。平成19年3月26日に資本金を2億円から20億円に、発行済株式総数を2,300株から38,300株に変更しています。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年3月30日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	5,883
追加型株式投資信託	113	1,654,726
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	9	39,900
合計	123	1,700,510

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第26期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第25期 （平成22年 3月31日現在）	第26期 （平成23年 3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,816,617	5,046,015
前払費用	116,503	125,909
未収委託者報酬	1,277,992	1,451,584
未収収益	1,448,824	1,921,269
繰延税金資産	142,683	205,707
その他の流動資産	56,857	63,354
流動資産計	6,859,480	8,813,842
固定資産		
有形固定資産	* 1	* 1
建物	212,911	180,320
器具備品	174,975	158,752
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	798,932	1,013,432
投資有価証券	37,623	39,419
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	-	30,000
長期前払費用	21,422	192,205
敷金	383,034	368,720
繰延税金資産	102,510	128,745
固定資産計	1,189,963	1,355,650
資産合計	8,049,444	10,169,492
負債の部		
流動負債		
預り金	14,830	25,297
未払金	* 2	* 2
未払手数料	273,906	387,066
その他未払金	613,562	726,495
未払費用	40,132	322,235
未払消費税等	23,834	100,812
未払法人税等	12,000	616,000
前受収益	72,735	513,554
賞与引当金	200,839	202,702
その他の流動負債	27	1,250
流動負債計	1,251,869	2,895,413
固定負債		
退職給付引当金	97,793	110,188
役員退職慰労引当金	12,600	18,170
固定負債計	110,393	128,358
負債合計	1,362,262	3,023,771
純資産の部		
株主資本	6,687,107	7,145,769
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	4,687,107	5,145,769
利益準備金	287,619	334,429
その他利益剰余金	4,399,488	4,811,339
繰越利益剰余金	4,399,488	4,811,339
評価・換算差額等	73	47
その他有価証券評価差額金	73	47
純資産合計	6,687,181	7,145,721
負債・純資産合計	8,049,444	10,169,492

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,893,368	4,632,692
運用受託報酬	4,964,770	5,850,581
投資助言報酬	11,716	12,636
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	8,871,848	10,497,903
営業費用		
支払手数料	985,687	1,391,029
広告宣伝費	53,018	174,374
公告費	384	-
調査費	2,626,233	3,295,822
調査費	1,311,448	1,319,199
委託調査費	* 1 1,314,784	* 1 1,976,623
委託計算費	84,838	79,398
営業雑経費	143,042	128,802
通信費	34,620	34,541
印刷費	86,493	68,848
協会費	5,627	6,488
諸会費	9,393	10,375
図書費	6,907	8,548
営業費用計	3,893,205	5,069,426
一般管理費		
給料	2,185,320	2,215,928
役員報酬	76,063	66,840
給料・手当	* 1 1,602,621	* 1 1,639,732
賞与	506,634	509,356
交際費	10,141	13,554
旅費交通費	97,384	110,556
租税公課	35,525	40,194
不動産賃借料	444,310	383,281
役員退職慰労引当金繰入	5,450	5,570
退職給付費用	81,930	77,059
賞与引当金繰入	200,839	202,702
固定資産減価償却費	132,228	113,902
法定福利費	312,864	360,240
福利厚生費	11,193	9,681
諸経費	330,203	395,518
一般管理費計	3,847,393	3,928,188
営業利益	1,131,249	1,500,287
営業外収益		
受取配当金	* 1 107,992	* 1 117,681
受取利息	314	2,129
雑益	640	19,676
営業外収益計	108,947	139,487
営業外費用		
雑損	12,059	25,194
営業外費用計	12,059	25,194
経常利益	1,228,137	1,614,580
特別損失		
器具備品除却損	4,994	1,551
投資有価証券売却損	36	6
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,443

預託金貸倒損失	2,912	-
本社移転損失	* 2 89,060	-
特別損失計	97,004	9,000
税引前当期純利益	1,131,132	1,605,579
法人税、住民税及び事業税	404,672	792,702
法人税等還付税額	-	24,710
法人税等調整額	53,835	89,175
法人税等合計	458,507	678,816
当期純利益	672,624	926,763

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	第26期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,000	2,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	242,352	287,619
当期変動額		
剰余金の配当	45,266	46,810
当期変動額合計	45,266	46,810
当期末残高	287,619	334,429
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,224,798	4,399,488
当期変動額		
剰余金の配当	497,934	514,912
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	174,690	411,850
当期末残高	4,399,488	4,811,339
利益剰余金合計		
前期末残高	4,467,151	4,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	4,687,107	5,145,769
株主資本合計		
前期末残高	6,467,151	6,687,107
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
当期変動額合計	219,956	458,661
当期末残高	6,687,107	7,145,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		

前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
評価・換算差額等合計		
前期末残高	71	73
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	144	121
当期末残高	73	47
純資産合計		
前期末残高	6,467,079	6,687,181
当期変動額		
剰余金の配当	452,667	468,102
当期純利益	672,624	926,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	144	121
当期変動額合計	220,101	458,540
当期末残高	6,687,181	7,145,721

重要な会計方針

第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 定額法 3．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (2) 長期前払費用 同左 3．引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 同左

(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	(2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左 4. 消費税等の会計処理方法 同左
--	--

会計方針の変更

第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ6,870千円、税引前当期純利益は14,313千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 平成22年 3 月31日現在	第26期 平成23年 3 月31日現在																								
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>34,930千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>306,760千円</td></tr> </table> * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>516,261千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>98,838千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>76,482千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>340,940千円）</td></tr> </table>	建物	34,930千円	器具備品	306,760千円	未払金	516,261千円	（うち支配株主に対するもの	98,838千円）	（うち子会社に対するもの	76,482千円）	（うち関連会社に対するもの	340,940千円）	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>67,520千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>337,637千円</td></tr> </table> * 2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>541,759千円</td></tr> <tr> <td>（うち支配株主に対するもの</td><td>107,000千円）</td></tr> <tr> <td>（うち子会社に対するもの</td><td>122,692千円）</td></tr> <tr> <td>（うち関連会社に対するもの</td><td>312,065千円）</td></tr> </table>	建物	67,520千円	器具備品	337,637千円	未払金	541,759千円	（うち支配株主に対するもの	107,000千円）	（うち子会社に対するもの	122,692千円）	（うち関連会社に対するもの	312,065千円）
建物	34,930千円																								
器具備品	306,760千円																								
未払金	516,261千円																								
（うち支配株主に対するもの	98,838千円）																								
（うち子会社に対するもの	76,482千円）																								
（うち関連会社に対するもの	340,940千円）																								
建物	67,520千円																								
器具備品	337,637千円																								
未払金	541,759千円																								
（うち支配株主に対するもの	107,000千円）																								
（うち子会社に対するもの	122,692千円）																								
（うち関連会社に対するもの	312,065千円）																								

（損益計算書関係）

第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日												
* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>399,212千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,044,570千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>107,992千円</td></tr> </table>	給与・手当	399,212千円	委託調査費	1,044,570千円	受取配当金	107,992千円	* 1. 関係会社との主な取引高は次の通りであります。 <table> <tr> <td>給与・手当</td><td>462,103千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>1,279,757千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>117,681千円</td></tr> </table>	給与・手当	462,103千円	委託調査費	1,279,757千円	受取配当金	117,681千円
給与・手当	399,212千円												
委託調査費	1,044,570千円												
受取配当金	107,992千円												
給与・手当	462,103千円												
委託調査費	1,279,757千円												
受取配当金	117,681千円												

* 2. 本社移転損失の内容は、次のとおりであります。		
原状回復工事	68,361千円	
移転運搬費用	13,132千円	
その他	7,567千円	
計	89,060千円	

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成21年 3 月31日 現在	増加	減少	平成22年 3 月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年 6 月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	452,667千円
1 株当たり配当額	11,819円
基準日	平成21年 3 月31日
効力発生日	平成21年 7 月 1 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年 6 月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	468,102千円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	12,222円
基準日	平成22年 3 月31日
効力発生日	平成22年 6 月30日

第26期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	平成22年 3 月31日 現在	増加	減少	平成23年 3 月31日 現在
普通株式（株）	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 6 月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	468,102千円
1 株当たり配当額	12,222円
基準日	平成22年 3 月31日
効力発生日	平成22年 6 月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年 6 月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	509,964千円

配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	13,315円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

（金融商品関係）

（追加情報）

前事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（改正企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	3,816,617	3,816,617	—
(2)未収委託者報酬	1,277,992	1,277,992	—
(3)未収収益	1,448,824	1,448,824	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	7,623	7,623	—
(5)敷金	383,034	243,580	139,453
(6)未払金	(887,469)	(887,469)	—

(＊)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

子会社株式（貸借対照表計上額221,595 千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額32,747 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,816,617	—	—	—
未収委託者報酬	1,277,992	—	—	—
未収収益	1,448,824	—	—	—
合計	6,543,434	—	—	—

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	5,046,015	5,046,015	—
(2)未収委託者報酬	1,451,584	1,451,584	—
(3)未収収益	1,921,269	1,921,269	—
(4)投資有価証券 其他有価証券	9,419	9,419	—
(5)敷金	368,720	236,852	131,868
(6)未払金	(1,113,561)	(1,113,561)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬ならびに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	5,045,953	—	—	—
未収委託者報酬	1,451,584	—	—	—
未収収益	1,921,269	—	—	—
合計	8,418,807	—	—	—

（有価証券関係）

第25期 平成22年 3 月31日現在				第26期 平成23年 3 月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式				1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
2. その他有価証券				2. その他有価証券			
区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	7,623	7,500	123	証券投資信託	2,113	2,100	13
小計	7,623	7,500	123	小計	2,113	2,100	13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託	-	-	-	証券投資信託	7,305	7,400	94
小計	-	-	-	小計	7,305	7,400	94
合計	7,623	7,500	123	合計	9,419	9,500	80
(注) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。				(注) 非上場株式（貸借対照表計上額30,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券			
区分	第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日			区分	第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日		
売却額	963千円			売却額	994千円		
売却益の合計額	- 千円			売却益の合計額	- 千円		
売却損の合計額	36千円			売却損の合計額	6 千円		

(退職給付関係)

第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日		第26期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要		1. 採用している退職給付制度の概要	
退職金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。		同左	
2. 退職給付債務に関する事項		2. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	97,793千円	退職給付債務	110,188千円
退職給付引当金	97,793千円	退職給付引当金	110,188千円
3. 退職給付費用に関する事項		3. 退職給付費用に関する事項	

勤務費用	56,126千円	勤務費用	51,271千円
確定拠出年金への掛金支払額	25,803千円	確定拠出年金への掛金支払額	25,787千円
退職給付費用	81,930千円	退職給付費用	77,059千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		
退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。	同左		

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,126千円	7,393千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	39,792千円	44,835千円
未払金	13,153千円	15,454千円
賞与引当金損金算入限度超過額	81,721千円	82,479千円
未払法定福利費否認	8,406千円	8,592千円
未払事業所税否認	3,709千円	3,444千円
未払事業税否認	3,664千円	46,947千円
未払委託調査費	31,120千円	47,913千円
ソフトウェア償却超過額	57,048千円	70,659千円
貸倒損失	592千円	-
敷金償却費	-	5,824千円
未払確定拠出年金	907千円	876千円
繰延税金資産小計	245,244千円	334,420千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	245,244千円	334,420千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	50千円	32千円
繰延税金負債合計	50千円	32千円
繰延税金資産の純額	245,194千円	334,453千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	同左

（セグメント情報等）

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行

うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

１．製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

(関連当事者情報)

第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,024,297	未払金	340,940

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第26期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 兼任	委託 調査費	1,092,497	未払金	307,738

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	第26期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
1株当たり純資産額	174,600円03銭	186,572円36銭
1株当たり当期純利益 金額	17,562円00銭	24,197円49銭
	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在 株式がないため記載してお りません。 (注) 2. 1株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。

	当期純利益	672,624千円	当期純利益	926,763千円
	普通株主に 帰属しない金額	-	普通株主に 帰属しない金額	-
	普通株式に係る 当期純利益	672,624千円	普通株式に係る 当期純利益	926,763千円
	期中平均株式数	38,300株	期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表

(イ) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,877,714
前払費用		111,065
未収委託者報酬		1,431,484
未収収益		2,284,043
繰延税金資産		260,956
その他の流動資産		10,856
流動資産計		8,976,121
固定資産		
有形固定資産	＊ 1	295,637
建物		166,605
器具備品		129,031
無形固定資産		3,144
電話加入権		3,144
投資その他の資産		957,741
投資有価証券		12,756
関係会社株式		254,342
その他の関係会社有価証券		30,000
長期前払費用		168,413
敷金		365,285
繰延税金資産		126,944
固定資産計		1,256,522
資産合計		10,232,644
負債の部		
流動負債		
預り金		33,579
未払金		1,453,864
未払手数料		379,529
その他未払金		1,074,335
未払費用		48,982
未払消費税等	＊ 2	65,082
未払法人税等		527,000
前受収益		473,789
賞与引当金		360,046
流動負債計		2,962,345
固定負債		
退職給付引当金		104,762
役員退職慰労引当金		22,240
固定負債計		127,002
負債合計		3,089,348
純資産の部		
株主資本		7,143,737
資本金		2,000,000
利益剰余金		5,143,737
利益準備金		388,426

その他利益剰余金	4,755,310
繰越利益剰余金	4,755,310
評価・換算差額等	440
その他有価証券評価差額金	440
純資産合計	7,143,296
負債・純資産合計	10,232,644

(口) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,758,232
運用受託報酬	3,141,204
投資助言報酬	11,478
その他営業収益	736
営業収益計	5,911,652
営業費用	
支払手数料	1,002,774
広告宣伝費	58,195
公告費	1,190
調査費	1,733,209
調査費	666,714
委託調査費	1,066,494
委託計算費	42,098
営業雑経費	72,805
通信費	15,795
印刷費	37,787
協会費	10,839
諸会費	3,263
図書費	5,120
営業費用計	2,910,272
一般管理費	
給料	986,039
役員報酬	34,845
給料・手当	867,660
賞与	83,534
交際費	5,740
旅費交通費	55,663
租税公課	23,046
不動産賃借料	172,957
役員退職慰労引当金繰入	4,070
退職給付費用	33,674
賞与引当金繰入	360,046
固定資産減価償却費	* 1 48,827
法定福利費	185,555
福利厚生費	6,438
諸経費	148,633
一般管理費計	2,030,695
営業利益	970,684

営業外収益	
受取配当金	37,437
受取利息	401
雑益	971
営業外収益計	38,810
営業外費用	
雑損	11,820
営業外費用計	11,820
経常利益	997,674
税引前中間純利益	997,674
法人税、住民税及び事業税	512,902
法人税等調整額	53,177
法人税等合計	459,742
中間純利益	537,932

(八) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,000,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	334,429
当中間期変動額	
剰余金の配当	53,996
当中間期変動額合計	53,996
当中間期末残高	388,426
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	4,811,339
当中間期変動額	
剰余金の配当	593,960
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	56,028
当中間期末残高	4,755,310
利益剰余金合計	
当期首残高	5,145,769
当中間期変動額	
剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	2,032
当中間期末残高	5,143,737
株主資本合計	
当期首残高	7,145,769
当中間期変動額	

剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
当中間期変動額合計	2,032
当中間期末残高	7,143,737
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	47
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	393
当中間期末残高	440
評価・換算差額等合計	
当期首残高	47
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	393
当中間期末残高	440
純資産合計	
当期首残高	7,145,721
当中間期変動額	
剰余金の配当	539,964
中間純利益	537,932
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	393
当中間期変動額合計	2,425
当中間期末残高	7,143,296

（二）重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 並びにその他の関係会社有価 証券 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価 格等に基づく時価法（評価差 額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均 法により算定） 時価を把握することが極めて 困難と認められるもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 (2) 長期前払費用 定額法
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日） （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	当中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 81,235千円 器具備品 371,376千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 48,827千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)				
1．発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2．配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成23年 6 月29日定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金総額・・・・・・・・・・509,964千円				
(ロ) 配当の原資・・・・・・・・・・利益剰余金				
(ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・13,315円				
(ニ) 基準日・・・・・・・・・・平成23年 3 月31日				
(ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成23年 6 月30日				
(2) 金銭以外による配当				
平成23年 6 月15日臨時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当財産の種類・・・・・・・・株式会社東京海上研究所 普通株式				
(ロ) 配当財産の帳簿価額・・・・・・・・30,000千円				
(ハ) 1株当たり配当額・・・・・・・・783円				
(ニ) 基準日・・・・・・・・・・平成23年 6 月15日				
(ホ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成23年 6 月21日				

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成23年 9 月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)現金・預金	4,877,714	4,877,714	—
(2)未収委託者報酬	1,431,484	1,431,484	—
(3)未収収益	2,284,043	2,284,043	—
(4)投資有価証券 其他有価証券	12,756	12,756	—
(5)敷金	365,285	258,243	107,042
(6)未払金	(1,453,864)	(1,453,864)	—

（＊）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益及び(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「（二）重要な会計方針」の「１．資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(5) 敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

（注２）子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 30,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関連会社有価証券（中間貸借対照表計上額30,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	4,531	4,500	31
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	8,225	9,000	774
合計		12,756	13,500	743

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、単一の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の10%以上に該当する顧客がありますが、秘密保持義務を負っているため記載をしておりません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
1株当たり純資産額	186,509円04銭
1株当たり中間純利益金額	14,045円23銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	537,932千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益	537,932千円
期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年９月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年９月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
株式会社百五銀行	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	419,781百万円	
株式会社秋田銀行	14,100百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	

（ ）平成23年９月末日現在。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成23年11月15日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年9月20日 平成23年11月15日

独立監査人の監査報告書

平成24年4月11日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・東南アジア株式ファンドの平成23年8月16日から平成24年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・東南アジア株式ファンドの平成24年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月27日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員指定社員 公認会計士 奈良 昌 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

東京海上アセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 奈良 昌彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。